

防地協（事）第88号  
27.12.8  
一部改正 防地協（事）第22号  
28.1.29  
一部改正 防地協（事）第293号  
28.7.22  
一部改正 防地協（事）第140号  
29.3.31  
一部改正 防地協（事）第180号  
29.4.14  
一部改正 防地協（事）第31号  
31.2.13  
一部改正 防地協（事）第138号  
令和元年9月3日  
一部改正 防地協（事）第346号  
令和2年8月20日  
一部改正 防地総（事）第193号  
令和3年7月1日  
一部改正 防地総（事）第219号  
令和5年6月28日  
一部改正 防地総（事）第289号  
令和5年8月2日  
一部改正 防地総（事）第257号  
令和6年6月27日  
一部改正 防地総（事）第363号  
令和6年9月30日

大臣官房長  
各局長  
各幕僚長  
各地方防衛局長  
殿

事務次官  
(公印省略)

沖縄基地負担軽減推進グループの運営について（通達）

標記について、沖縄基地負担軽減推進委員会の設置について（防官文第491号。26.1.22）別紙の第8の規定により、別紙のとおり定めたので通達する。

なお、普天間飛行場代替施設建設事業推進グループ設置要綱について（防地協第6790号。27.4.20）は廃止する。

添付書類：別紙

写送付先：施設等機関の長

情報本部長

防衛監察監

防衛装備庁長官

## 沖縄基地負担軽減推進グループ運営要綱

### (目的)

第1 この要綱は、沖縄基地負担軽減推進委員会の設置について（防官文第491号。26.1.22）別紙の第8の規定により、沖縄基地負担軽減推進グループ（以下「推進グループ」という。）の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (事務局)

第2 推進グループの運営に必要な事務を行うため、推進グループに、推進グループ事務局（以下「事務局」という。）を置く。

2 事務局の構成は、次のとおりとする。

(1) 事務局長 事務次官が別に指名する者

(2) 事務局員 事務次官が別に指名する者

3 事務局長は、必要があると認めるときは、関係部局に対し、意見を述べさせ、又は資料の提出その他の協力を求めることができる。

### (推進チーム)

第3 推進グループにおける検討に必要な作業を行うため、推進グループに、次の推進チームを置く。

(1) オスプレイ訓練移転推進チーム

(2) 普天間飛行場代替施設建設事業推進チーム

(3) 嘉手納以南返還推進チーム

(4) 諸問題検討推進チーム

2 推進チームが作業を担当する検討事項は、次の表の左欄に掲げる推進チームに応じて、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

推進チーム	検討事項
オスプレイ訓練移転推進チーム	主として沖縄に所在するオスプレイの訓練の県外移転の推進に関する重要事項
普天間飛行場代替施設建設事業推進チーム	主として普天間飛行場代替施設の建設事業の推進に関する重要事項
嘉手納以南返還推進チーム	主として嘉手納飛行場以南の施設及び区域の返還に関する重要事項
諸問題検討推進チーム	主として沖縄における基地負担軽減の推進に

関連する施策（他の推進チームに関するものを除く。）に関する重要事項
-----------------------------------

3 各推進チームの構成は、次のとおりとする。

(1) オスプレイ訓練移転推進チーム

チーム長 地方協力局長

副チーム長 地方協力局次長

チーム員 防衛政策局日米防衛協力課長

チーム長が指名する防衛政策局参事官

地方協力局総務課長

地方協力局地域社会協力総括課長

地方協力局東日本協力課長

地方協力局西日本協力課長

地方協力局沖縄協力課長

地方協力局在日米軍協力課長

統合幕僚監部運用部運用第3課長

統合幕僚監部防衛計画部防衛課長

陸上幕僚監部防衛部防衛課長

陸上幕僚監部運用支援・訓練部訓練課長

海上幕僚監部防衛部防衛課長

海上幕僚監部防衛部運用支援課長

航空幕僚監部防衛部防衛課長

航空幕僚監部運用支援・情報部運用支援課長

(2) 普天間飛行場代替施設建設事業推進チーム

チーム長 整備計画局長

副チーム長 大臣官房施設監

チーム長が指名する大臣官房審議官

チーム員 チーム長が指名する大臣官房参事官

防衛政策局日米防衛協力課長

整備計画局提供施設計画官

地方協力局総務課長

地方協力局地域社会協力総括課長

地方協力局沖縄協力課長

地方協力局在日米軍協力課長

(3) 嘉手納以南返還推進チーム

チーム長 地方協力局長

副チーム長 大臣官房施設監

チーム長が指名する大臣官房審議官  
チーム員 チーム長が指名する大臣官房参事官  
防衛政策局日米防衛協力課長  
整備計画局提供施設計画官  
地方協力局総務課長  
地方協力局地域社会協力総括課長  
地方協力局沖縄協力課長  
地方協力局在日米軍協力課 グラム移転事業室長

(4) 諸問題検討推進チーム

チーム長 地方協力局長  
副チーム長 大臣官房施設監  
チーム長が指名する大臣官房審議官  
チーム員 チーム長が指名する大臣官房参事官  
防衛政策局日米防衛協力課長  
整備計画局防衛計画課長  
整備計画局施設計画課長  
整備計画局提供施設計画官  
地方協力局総務課長  
地方協力局地域社会協力総括課長  
地方協力局東日本協力課長  
地方協力局西日本協力課長  
地方協力局沖縄協力課長  
地方協力局環境政策課長  
地方協力局在日米軍協力課長  
統合幕僚監部防衛計画部防衛課長  
陸上幕僚監部防衛部防衛課長  
海上幕僚監部防衛部防衛課長  
航空幕僚監部防衛部防衛課長

- 4 チーム長（前項各号に掲げるチーム長をいう。以下同じ。）は、それぞれの推進チームの事務を掌理し、グループ長の求めに応じ、推進チームによる作業の状況又は結果を推進グループに報告するものとする。
- 5 チーム長は、必要があると認めるときは、関係部局に対し、意見を述べさせ、又は資料の提出その他の協力を求めることができる。
- 6 チーム長は、議案の性質によりチーム員を限定する必要があると認めるときは、その一部の者をもって各推進チームを開催することができる。
- 7 副チーム長は、チーム長を助け、チーム長が不在のときは、その職務を代

行する。

(庶務)

第4 推進グループの庶務は、事務局において処理する。

2 各推進チームの庶務は、それぞれ次に掲げる部署において処理する。

- (1) オスプレイ訓練移転推進チーム 地方協力局在日米軍協力課
- (2) 普天間飛行場代替施設建設事業推進チーム 整備計画局提供施設計画官及び地方協力局沖縄協力課
- (3) 嘉手納以南返還推進チーム 地方協力局沖縄協力課
- (4) 諸問題検討推進チーム 地方協力局総務課

(委任規定)

第5 この要綱に定めるもののほか、推進チームの運営に関し必要な事項はそれぞれのチーム長が定める。